

令和 8 年度 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料のお知らせ

国民健康保険税について

遊 佐 町
令和 8 年 7 月 発行

世帯と人口			医 療 費			国民健康保険税（当初）			
遊佐町	国 保 加入者	国保加入割合				医 療 保険分	後 期 支援分	介 護 納付分	子・子 支援分
世帯 4,788	世帯 1,758	% 36.7	年 度	件数	費用額	1人あたり	世帯あたり	世帯あたり	世帯あたり
人 11,722	人 2,594	% 22.1	R7年度 実 績	49,185	1,220,952	470,683	100,409	35,767	33,630
令和8年4月1日現在			R8年度 見込み	49,000	1,216,000	468,774	131,610	47,489	42,760
									5,636

国民健康保険は、加入者の皆様が病気やけがをしたとき、安心して医療を受けることができるように、日頃から保険税を出し合い、医療費の支払いをする相互扶助の制度です。加入者の皆様に納めていただいている国民健康保険税と国などからの補助金を財源に、医療費やその他の給付を行っています。

国民健康保険に加入されている世帯の世帯主宛てに毎年 7 月中旬に国民健康保険税納税通知書をお送りします。納税通知書の納期限をご確認のうえ、期限内に納付をお願いします。

- * 世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、擬制世帯主として世帯主に課税されます。この場合、世帯主の所得は算定の対象にはなりませんが、軽減制度の判定の際には対象に含まれます。
- * 国民健康保険への加入・脱退の異動があったときは、役場窓口で速やかに届け出をしてください。年度途中で国民健康保険に加入した場合や資格を喪失した場合の保険税額は、加入期間に応じて月割りで計算されます。

◆令和 8 年度改正点

- 子ども・子育て支援納付金分が新設されました。
- 課税限度額について、医療保険分が引き上げられました。
- 軽減にかかる判定基準額が変更となりました。（詳しくは裏面をご確認ください）

課 税 項 目	加 入 者 全 員		40～64 歳の 加入者	加入者全員
	① 【医 療 保険分】	② 【後期高齢者 支援金等分】	③ *1 【介 護 納付金分】	④ 【子ども・ 子育て支援 納付金分】
① 所得割（加入者ごとの計算） [令和 7 年中の総所得－基礎控除 43 万円]× 税率 ・譲渡所得は、特別控除後の金額が課税対象となります。 ・営業所得・農業所得等は、専従者控除後の金額が課税対象となります。	7.00%	2.50%	2.40%	0.29%
② 被保険者 均等割 [国保世帯の加入者 1 人あたりの額]	26,000 円	9,000 円	12,100 円	1200 円
18 歳以上均等割 *2	—	—	—	100 円
③ 世帯別 平等割	20,600 円	7,400 円	6,500 円	800 円
世帯における合計額	各①②③における①②③をそれぞれ算定した合計額が 1 年間の国民健康保険税額となります。			
課税限度額（合計額で 113 万円）	67 万円 (旧:66 万円) *3	26 万円	17 万円	3 万円

- * 1 介護保険第 2 号被保険者（40～64 歳の加入者）でない方は、③の介護納付金分は算定されません。
- * 2 子育て世帯を支援するという制度の趣旨から、18 歳未満被保険者の均等割は 10 割軽減され、その軽減相当分は 18 歳以上被保険者に 1 人 100 円加算されます。18 歳未満被保険者とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前の被保険者になります。
- * 3 ()内は、令和 7 年度の数値です。

◆国民健康保険税の軽減制度について

1. 低所得世帯に対する軽減(被保険者 均等割額と世帯別 平等割額に対する軽減)

世帯の加入者全員(国保に加入していない世帯主を含む)の令和7年中の所得金額の合計が下表の軽減判定基準額に該当する世帯は、均等割額と平等割額が軽減されます。

* 世帯主が国保に加入していなくても世帯主の所得も含めて判定し、軽減を行います。

7割軽減	総所得金額等が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯
5割軽減	総所得金額等が43万円+ <u>31万円</u> (※1)×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯
2割軽減	総所得金額等が43万円+ <u>57万円</u> (※2)×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯

(※1)・・・令和7年度:30.5万円 (※2)・・・令和7年度:56万円

*「給与所得者等」とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上で後述の15万円差し引き前の額))を受ける人のことで、その人数が2人以上の世帯に加算されます。

■保険税軽減判定基準所得額早見表 (給与所得者等の数が0～1人の場合)

被保険者数	軽減判定基準所得額		
	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	43万円以下	74万円以下	100万円以下
2人	〃	105万円以下	157万円以下
3人	〃	136万円以下	214万円以下
以下1人増につき	〃	+31万円	+57万円



■軽減割合と減額される額

軽減割合	医療保険分		後期高齢者支援金等分	
	均等割	平等割	均等割	平等割
	26,000円	20,600円	9,000円	7,400円
7割軽減	18,200円	14,420円	6,300円	5,180円
5割軽減	13,000円	10,300円	4,500円	3,700円
2割軽減	5,200円	4,120円	1,800円	1,480円
軽減割合	介護保険納付金分		子ども・子育て支援納付金分	
	均等割	平等割	均等割※1	平等割
	12,100円	6,500円	1,200円(100円)	800円
7割軽減	8,470円	4,550円	840円(70円)	560円
5割軽減	6,050円	3,250円	600円(50円)	400円
2割軽減	2,420円	1,300円	240円(20円)	160円

※1 ()内は、18歳以上均等割額及び18歳以上均等割軽減額です。

〈軽減を判定する際の注意事項〉

【軽減判定基準所得について】

- ・世帯の加入者全員(国保に加入していない世帯主を含む)の前年所得の合計金額です。
判定対象者に未申告者がいる場合は判定できませんので、軽減されません。
- ・65歳以上の方の公的年金所得者については、公的年金所得から15万円を差し引いた額で判定します。
(令和8年度国保税の場合は、令和8年1月1日現在で65歳以上の方が対象)
- ・事業所得で専従者控除の申告のある方は、控除前の所得で判定します。
また、専従者給与を受け取っている方は、その所得は判定に含めません。
- ・土地・建物などの譲渡所得については、特別控除を差し引く前の金額で判定します。

【被保険者数】

- ・年度初め4月1日(年度途中からの加入世帯はその加入日)に、同じ世帯で国民健康保険に加入している人数で判定します。(国保に加入していない世帯主は、被保険者数に含みません。)
※軽減は年度ごとに適用されますので、年度途中に加入者数の増減があっても軽減を月割りしたり、軽減を再判定したりすることはありません。(年度初めの加入者数に増減があった場合は軽減が再判定されます。)
- ・特定同一世帯所属者(後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険を脱退された方で、移行時から継続して同じ世帯主の世帯に属している方)の人数を含みます。
なお、世帯主が特定同一世帯所属者の場合は被保険者として扱い、所得も含めて判定します。

2. 未就学児に係る均等割額の軽減

未就学児(小学校入学前の子ども)の被保険者については、均等割額が半額となります。
なお、すでに均等割額が7割、5割、2割軽減されている未就学児についても更に半額となります。

■軽減割合と減額される額

低所得世帯に 対する軽減割合	未就学児軽減後の 均等割の軽減割合	医療保険分	後期高齢者 支援金等分
		26,000 円	9,000 円
7 割軽減	8.5 割軽減	22,100 円	7,650 円
5 割軽減	7.5 割軽減	19,500 円	6,750 円
2 割軽減	6割軽減	15,600 円	5,400 円
軽減なし	5割軽減	13,000 円	4,500 円

3. 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行される人(特定同一世帯所属者)がいる場合

国民健康保険に加入していた方が、後期高齢者医療保険に移行したことにより、国民健康保険の加入者が世帯に1人になる場合、医療保険分と後期高齢者支援金等分(介護保険納付金分は除く)の平等割について、5年間は2分の1が軽減されます。また、5年を超え8年を経過するまでは4分の1が軽減されます。
(低所得世帯に対する軽減が該当していても併せて該当します。)

4. 社会保険等から後期高齢者医療制度に移行される人の被扶養者(旧被扶養者)の場合

社会保険等に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することにより、その方の被扶養者となっていた65歳以上75歳未満の方が、国民健康保険に加入することになった場合は、次のとおり減免されます。
(ただし、均等割と平等割については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までに限り減免されます。)

所得割	均等割	平等割
全額免除	旧被扶養者分 半額	旧被扶養者のみの世帯に限り 半額

※低所得世帯の7割軽減・5割軽減に該当する場合および上記3の特定同一世帯の半額軽減に該当する場合を除く。

5. 非自発的失業者に対する軽減

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職された方(離職時の年齢が65歳未満の方)で、次に該当する方について、国民健康保険税が軽減されます。

ただし、離職日により適用期間が異なります。

①雇用保険の特定受給資格者(「雇用保険受給資格者証」離職理由コード11. 12. 21. 22. 31. 32の方)

②雇用保険の特定理由離職者(「雇用保険受給資格者証」離職理由コード23. 33. 34の方)

※ 軽減内容・・・離職者本人の前年の給与所得を30/100として算定。給与所得以外は軽減の対象外。

6. 産前産後期間の軽減

国民健康保険に加入している被保険者で、出産予定または出産した方(※1)について、単胎または多胎により以下の期間、所得割額と均等割額(※2)が全額軽減されます。

(※1) 出産とは妊娠12週(85日)以降の分娩のことをいい、死産・流産(人口妊娠中絶を含む)および早産も対象となります。

(※2) 均等割額について低所得世帯に対する軽減(7・5・2割軽減)が適用されている場合は、軽減後の額が更に軽減されます。

・単胎: 出産予定月または出産日の前月～翌々月(4ヶ月間)

・多胎: 出産予定月または出産日の3ヶ月前～翌々月(6ヶ月間)

※なお、出産予定月と実際の出産月が異なった場合でも原則として期間変更はせず、届出時の出産予定日に基づき軽減します。また、軽減期間が年度をまたぐ場合でも、当該期間は変更せずに適用されます。

〈軽減届出書および次の書類を提出願います〉

1. 出産予定日または出産日が確認できるもの(例: 母子健康手帳 等)

2. 単胎・多胎の別が確認できるもの(1. と同一のもので可)

※出産後の届出の場合は、母子関係を明らかにできるものが必要な場合があります。

3. 納税義務者(世帯主)および対象被保険者の個人番号が分かるもの

4. 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証 等)

届け出について

軽減制度1～3については、届け出の必要はありません。

軽減制度4～6については、健康福祉課 国民健康保険係へ申請書類の提出が必要です。

【65歳以上の皆さんへ】介護保険料について

令和8年度における介護保険料は、第9期 遊佐町介護保険事業計画に基づき、基準額を次のように定め、所得等により13段階に調整した保険料を納付していただきます。

【基準額 年額 78,000 円】

保険料段階	対 象 範 囲		基準額に対する割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者または町民税非課税世帯 本人の前年の課税年金収入額＋合計所得金額が82.65万円以下の方		基準額 ×0.285	22,230円
第2段階	世帯全員が 町民税非課税	本人の前年の課税年金収入額＋合計所得金額が82.65万円超～120万円以下の方	基準額 ×0.485	37,830円
第3段階		第1、第2段階以外の方	基準額 ×0.685	53,430円
第4段階	本人が町民税非課税の方で、 世帯の中に町民税課税者がいる	本人の前年の課税年金収入額＋合計所得金額が82.65万円以下の方	基準額 ×0.9	70,200円
第5段階		本人の前年の課税年金収入額＋合計所得金額が82.65万円を超える方	基準額	78,000円
第6段階	本人が 町民税課税者	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	93,600円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	101,400円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	117,000円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	132,600円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	148,200円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	163,800円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	179,400円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	187,200円

※第1～5段階に該当する方については、合計所得金額に給与所得または公的年金にかかる雑所得が含まれている場合には、給与所得金額または公的年金等所得の合計額から10万円を控除した後の金額で判定します。

■ 特別の事情がなく保険料を納めなかった場合

◆1年間滞納した場合	介護サービスの利用料がいったん全額利用者負担になります。
◆1年6ヶ月間滞納した場合	一時的に介護保険給付が差し止められます。なお、滞納が続く場合には差し止められた介護保険給付額を滞納分に充当することがあります。
◆2年間滞納した場合	利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

【75歳以上の皆さんへ】後期高齢者医療保険料について

保険料額については、山形県後期高齢者医療広域連合で県内一律の保険料率を決定し賦課計算されます。町は、窓口業務および徴収業務を担当します。

《後期高齢者医療保険料の算定表》

所得割額＋均等割額＝年間保険料

賦課限度額 85万円

所得割額	(令和7年中の所得－43万円) × 9.63 % (所得割率)
均等割額	52,500 円

保険料は2年に1度見直しが行われ、令和7年度までは、以下のとおりでした。

所得割率 9.43 %
均等割額 47,600円
賦課限度額 80万円

■更に、令和8年度からは「子ども・子育て支援納付金分」が上記の医療分に加算されます。

所得割額	(令和7年中の所得－43万円) × 0.25 % (所得割率)
均等割額	1,373 円

子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額 2.1万円

■令和8年4月1日以降に納付義務および資格の取得・喪失があるときは月割にて算定します。

月割保険料＝年間保険料÷12ヶ月×加入月数

■保険料額は、医療分、子ども分をそれぞれ算出し100円未満を切り捨てた後の合計額となります。

◆後期高齢者医療保険料の軽減制度について

【均等割額の軽減】 加入者と世帯主の所得金額の合計で判定します。

(医療分)

加入者および世帯主の合計所得	軽減割合	軽減後の金額
{43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)} 以下	7.2割	14,700円
{43万円+(加入者数×31万円)+10万円×(給与所得者等の数－1)} 以下	5割	26,250円
{43万円+(加入者数×57万円)+10万円×(給与所得者等の数－1)} 以下	2割	42,000円

(子ども分)

加入者および世帯主の合計所得	軽減割合	軽減後の金額
{43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)} 以下	7割	412円
{43万円+(加入者数×31万円)+10万円×(給与所得者等の数－1)} 以下	5割	687円
{43万円+(加入者数×57万円)+10万円×(給与所得者等の数－1)} 以下	2割	1,099円

〈軽減を判定する際の注意事項〉

(1)軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格取得した場合は資格取得日になります。

(2)判定対象者に未申告者がいる場合は判定できませんので、軽減されません。

(3)均等割額軽減判定時の年金所得金額計算方法

年金所得金額－高齢者特別控除額(15万円)＝軽減判定時の年金所得金額

◆社会保険等の被保険者の扶養家族だった方への特別措置

制度加入する前日まで社会保険等の被保険者の扶養家族だった方は、急な負担増を和らげるために、加入時から2年間、次の特別措置があります。

①所得割額の負担はありません。

②均等割額は5割軽減になります。

⇒ 令和8年度の保険料 年間26,800円



保険料の納め方は 2 種類に分かれています

特 別 徴 収 (年金から引き去り) 年 6 回	・年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金等)が年額 18 万円以上の方 ※ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料または国民健康保険税の合計額が、年金受給額の 2 分の 1 を超える場合は普通徴収になります。 ○4 月・6 月・8 月…<u>仮徴収</u> (令和 8 年 2 月徴収額と同額を納めます。) 新たに特別徴収が開始される方は、前々年の所得などをもとに計算した金額を納めます。 ○10 月・12 月・2 月…<u>本徴収</u> 前年の所得などをもとに算出された保険料(税)から、仮徴収を除いた額を 3 回に振り分けて納めます。
普 通 徴 収 (納付書または口座振替) 年 8 回	・上記年金受給額が年額 18 万円未満の方 ・今年度中に 65 歳になった方(介護保険料)、または 75 歳になった方(後期高齢者医療保険料) ・今年度他市町村から転入してきた方 ・令和 8 年 4 月 1 日現在で年金を受給していなかった方 ○7 月から翌年 2 月まで、8 期に分けて納めます。

※ 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料が特別徴収されている方で、一定の要件に該当する方は、申し出により普通徴収(ただし、口座振替に限る)に切り替えることができます。

お問い合わせは、下記までお願いします。

- | | | |
|-----------------|---------------|------------------|
| ■課税内容・金額について | 町民課 課税係 | 0234-72-5876(直通) |
| ■納付について | 町民課 納税係 | 0234-72-5411(直通) |
| ■資格・制度(給付)等について | | |
| 国保・後期高齢者医療 | 健康福祉課 国民健康保険係 | 0234-72-5875(直通) |
| 介護保険 | 健康福祉課 介護保険係 | 0234-28-8251(直通) |
- また、後期高齢者医療についてのお問い合わせは、下記までお願いします。
- 〒991-0041 山形県寒河江市大字寒河江字久保 6 山形県国保会館内
 山形県後期高齢者医療広域連合 TEL 0237-84-7100